

議案第158号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
を次のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する  
条例

(川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年川崎市条例第  
74号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」  
に改める。

(川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条  
例第51号）の一部を次のように改正する。

第41条の7第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の  
前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法に基づく専門職大  
学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第7号中「短期大学」  
の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した

後」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

（川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正）

第3条 川崎市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年川崎市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和26年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

参考資料

### 制 定 要 旨

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。